

中能登町下水道事業經營戰略

特定環境保全公共下水道事業

農業集落排水事業

個別排水処理事業

平成29年3月

中能登町上下水道課

目次

特定環境保全公共下水道事業

1. 事業概要

【経営比較分析表】

2. 経営の基本方針

3. 投資・財政計画

【投資・財政計画(収支計画)】

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

農業集落排水事業

1. 事業概要

【経営比較分析表】

2. 経営の基本方針

3. 投資・財政計画

【投資・財政計画(収支計画)】

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

個別排水処理事業

1. 事業概要

【経営比較分析表】

2. 経営の基本方針

3. 投資・財政計画

【投資・財政計画(収支計画)】

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

中能登町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 中能登町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度(23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成31年4月地方公営企業法適用予定)
処理区域内人口密度	25.1	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	5処理区(鳥屋南部処理区、鳥屋北部処理区、鹿島中部処理区、鹿島東部処理区、鹿島中部処理区) ※H25.3.31に農業集落排水処理区の沖馬場処理区を鹿島中部処理区へ統合 ※H26.3.31に農業集落排水処理区の鹿島北部処理区を鳥屋北部処理区へ、鹿島西部処理区を鹿島中部処理区へ統合		
処 理 場 数	5処理場(鳥屋南部浄化センター、鳥屋北部浄化センター、鹿島中部クリーンセンター、鹿島東部クリーンセンター、鹿島中部浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年度に策定した「中能登町汚水処理施設基本構想」を踏まえ、整備済み農業集落排水処理事業のうち、3処理区を特定環境保全公共下水道事業に統合しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料(税込) 10m ³ まで	:	1,404円
	超過使用料(税込) 10m ³ を超え1m ³ につき	:	129.6円
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料(税込) 10m ³ まで	:	1,404円
	超過使用料(税込) 10m ³ を超え1m ³ につき	:	129.6円
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場(税込) 1m ³ につき	:	75.6円
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,625 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,728 円
	平成26年度 2,700 円		平成26年度 2,798 円
	平成27年度 2,700 円		平成27年度 2,816 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課では平成28年度現在9人で水道事業、下水道事業を行っています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に4人、下水道事業特別会計に5人を置いている状況です。
事 業 運 営 組 織	平成17年3月に鳥屋町、鹿島町、鹿西町が合併し中能登町となった際に上下水道課となりました。合併時の職員数は11人でしたが、職員の削減に取り組み現在に至ります。上下水道課として一体となり、各事業庶務、窓口・料金業務、施設維持管理・工務関係を行っている状況です。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>汚水処理施設維持管理、汚水処理施設緑地管理、下水道監視システム保守管理、下水道台帳システム保守管理、電気保安管理、下水道処理施設に係る産業廃棄物収集運搬・処理業務を民間業者に委託しています。</p> <p>そのうち、緑地管理及び電気保安に係る業務については、町内の各施設分を一括発注し、長期契約を行うことにより、施設運営経費の削減に努めています。</p> <p>今後は、汚水処理施設及びメタン発酵施設の維持管理、運営にあたっては、包括的民間委託の導入について検討することとしています。</p>
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定のため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	<p>現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定です。</p> <p>尚、メタン発酵施設でのメタンガス発電事業については、民間の資金とノウハウを活用した官民連携による民設民営方式を導入しました。</p> <p>この事業は、下水道事業者はメタン発酵施設で発生するメタンガスを発電事業者に売却し、土地賃貸料とガス売却料で収益を得ます。また発電事業者は、自己の資金で発電設備を建設しFIT制度(固定価格買取制度)を利用し、20年間に渡り発電事業を実施することで下水道資源等を有効に活用し、化石燃料に依存しないエコロジーな発電でCO₂排出量の削減を図ることとしています。</p>
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	メタン発酵施設において、下水道汚泥から発生するメタンガスを販売し、このガスを買取った業者が発電、売電を行う「バイオマスメタン発酵施設」を現在建設中です。平成29年度から試験運転を開始し、秋頃には本格稼働する予定となっています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	汚水処理施設を廃止した施設用地は災害時の避難場所として、施設上屋は防災備蓄倉庫として、地下水槽は災害時の簡易トイレおよび防火水槽として利用するため、防災部局へ無償譲渡することで公共の安全を保持することが可能となり、既存ストックを有効に活用しています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>平成28年度に策定、公表しました平成27年度決算「経営比較分析表」を添付します。この経営比較分析表とは、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを可能としたものです。</p> <p>中能登町特定環境保全公共下水道事業では、町の平地のほぼ全域を事業区域とし、町合併前に各町で処理場建設、管渠整備を完了させているため、企業債残高対事業規模比率が類似団体平均値に比べて大きくなっています。また、施設の機械類の修繕が発生していることと地方債償還額が年々大きくなっていることから、経費回収率が類似団体平均値より下回ることとなっています。区域整備はほぼ完了しており、水洗化率も鈍化していることから使用料収入の増収は難しい状況となっています。この状況に対応するために、平成30年度には使用料の見直しを検討しています。</p>

経営比較分析表

石川県 中能登町	業種名 下水道事業	事業名 特定環境保全公共下水道	類似団体区分 D2	人口(人) 18,717	面積(km ²) 89.45	人口密度(人/km ²) 209.25
	法非適用	普及率(%) 90.23	有収率(%) 96.30	処理区域内人口(人) 16,799	処理区面積(km ²) 6.69	処理区内人口密度(人/km ²) 2,511.06
	—	自己資本構成比率(%) 該当数値なし	90.23	18ヶ月20m ³ 単体処理稼働率(%) 2,700		
		資金不足比率(%) —				

1. 経営の健全性・効率性

①収益的取次比率(%)

年度	1983	1984	1985	1986	1987
数値	42.11	41.22	39.41	36.02	36.99
平均値	36.99				

「単年度の収支」

②黒字欠損比率(%)

該当数値なし

「黒字欠損」

③流動比率(%)

該当数値なし

「支払能力」

④企業債務対事業総額比率(%)

年度	1983	1984	1985	1986	1987
数値	4,192.83	4,524.20	4,105.20	3,462.71	3,497.25
平均値	1,454.89				

「債務残高」

⑤汚水処理原価(円)

年度	1983	1984	1985	1986	1987
数値	380.16	383.32	442.75	474.21	478.49
平均値	246.72				

「費用の効率性」

⑥水化比率(%)

年度	1983	1984	1985	1986	1987
数値	79.54	81.36	82.36	82.84	84.09
平均値	82.90				

「使用料対象の削減」

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

該当数値なし

「施設全体の減価償却の状況」

②管渠老朽化率(%)

該当数値なし

「管渠の老朽化の状況」

③事業改善率(%)

年度	1983	1984	1985	1986	1987
数値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07
平均値	0.07				

「管渠の更新改善・老朽化対策の実施状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的取次比率の類似団体平均値等を提示していませんが、企業債務対事業総額比率及び償還改善率については、平成26年度の事業数に基づき類似団体平均値を算出しています。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出されています。

2. 経営の基本方針

当町の下水道整備率は約98%とほぼ完了しています。また水洗化率も約84%になり、水洗化率の伸びは鈍化してきています。このような状況のなかで未接続世帯へ下水道接続のお願いをしているところですが、少子高齢化、人口減少や節水傾向等により有収水量は横ばいまたは減傾向にあり、厳しい経営状況が続くことが見込まれます。

総務省が公表した「法適化ロードマップ」において、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計の適用拡大の集中取組期間と位置づけ、人口3万人以上の地方公共団体の下水道事業については同期間中に移行することとされており、また人口3万人未満の地方公共団体についても移行を推進することとしています。中能登町下水道事業特別会計についても、平成31年4月から公営企業法の適用に向け準備しており、これにより経費負担の原則が明確に示されるとともに、収入、コスト、資金調達状況等が適切に区分して表示される財務諸表等を通して経営状況を把握し、住民への説明責任を明確にしていきたいと思っております。

汚水処理施設基本構想及び長寿命化計画に基づき、施設の統廃合と改築更新の促進、下水道施設監視システムの整備を行い、施設の効率的な運営を図り、維持管理費の削減を図りたいと思っております。また、汚水処理施設の包括的民間委託を視野に入れ、維持管理費のさらなる削減を目指していきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	年												
		平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
収益的収入	1 総収入	421,002	412,115	775,800	887,173	883,791	897,679	905,577	904,211	874,762	870,860	869,876	871,349	
	(1) 営業収入	177,087	194,261	191,710	222,908	263,148	262,179	261,679	260,712	260,212	259,245	258,745	257,780	
	イ 受託工事収入	177,087	194,261	191,710	192,408	231,948	231,479	231,479	231,012	231,012	230,545	230,545	230,080	
	ウ その他													
	(2) 営業外収入	243,915	217,854	584,090	664,265	620,643	635,500	643,898	643,499	614,550	611,615	611,131	613,569	
	イ 他会計繰入金	243,144	217,137	573,666	640,981	600,152	629,009	643,207	642,808	613,229	610,924	610,440	612,878	
	ウ その他	771	717	10,424	23,284	20,491	6,491	691	691	1,321	691	691	691	
	2 総費用	421,000	412,081	412,920	458,516	439,742	408,253	390,868	390,846	354,022	336,873	321,201	307,599	
	(1) 営業費用	170,379	175,700	192,304	252,715	248,385	234,493	235,486	254,296	236,116	236,628	236,834	237,158	
	ア 職員給与	12,941	13,015	13,236	13,640	13,780	13,780	19,650	19,650	19,650	19,650	19,650	19,650	
イ 退職手当														
ロ その他	157,438	162,685	179,068	239,075	234,605	220,713	215,836	234,646	216,466	216,978	217,184	217,508		
(2) 営業外費用	250,621	236,381	220,616	205,801	191,357	173,760	155,382	136,550	117,906	100,245	84,367	70,441		
ア 支払利息	250,621	236,381	220,616	205,801	191,357	173,760	155,382	136,550	117,906	100,245	84,367	70,441		
イ うち一時借入金利息														
ロ その他														
3 収支差引	(A)-(D)	2	34	362,880	428,657	444,049	489,426	514,709	513,365	520,740	533,987	548,675	563,750	
資本的収入	1 資本的収入	836,425	879,711	1,776,147	627,010	543,282	559,886	564,872	552,601	599,485	562,645	518,442	447,198	
	(1) 地方債	305,700	309,100	910,800	357,900	333,900	345,900	364,900	363,200	394,900	359,900	314,900	244,900	
	うち資本費平準化債	231,000	231,000	275,000	260,000	285,000	295,000	320,000	335,000	350,000	315,000	270,000	200,000	
	(2) 他会計補助金	438,696	485,750	147,442	157,190	151,282	153,686	150,472	154,901	155,085	153,245	154,042	152,798	
	(3) 他会計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金	74,000	73,700	707,280	101,920	48,600	50,800	40,000	25,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
	(6) 工事負担金	18,029	11,161	10,625	10,000	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	
	(7) その他													
	2 資本的支出	836,425	879,631	2,139,107	1,055,667	987,331	1,049,312	1,079,581	1,065,966	1,120,225	1,096,632	1,067,117	1,010,948	
(1) 建設費	167,294	165,349	1,374,813	238,734	114,960	118,960	96,280	66,280	96,280	96,280	96,280	96,280		
うち職員給与	10,972	11,317	13,842	14,320	11,740	11,740	5,870	5,870	5,870	5,870	5,870	5,870		
(2) 地方債還金	669,131	714,282	764,294	816,933	872,371	930,352	983,301	999,686	1,023,945	1,000,352	970,837	914,668		
(3) 他会計長期借入金返還金														
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引	(F)-(G)		80	△ 362,960	△ 428,657	△ 444,049	△ 489,426	△ 514,709	△ 513,365	△ 520,740	△ 533,987	△ 548,675	△ 563,750	

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I)	2	114	△ 80									
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)		22	80									
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	2	136										
翌年度へ繰り越すべき財源	(N)	2	136										
実質収支	黒字												
(N)-(O)	赤字												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	39	37	66	70	67	67	66	65	63	65	67	71
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	177,087	194,261	191,710	222,998	263,148	262,179	261,679	260,712	260,212	259,245	258,745	257,780
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	11,100,426	10,687,545	10,868,151	10,414,419	9,895,748	9,317,096	8,698,695	8,062,209	7,433,164	6,792,712	6,136,775	5,467,003

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		243,144	217,137	573,666	640,981	600,152	629,009	643,207	642,808	613,229	610,924	610,440	612,878
うち基準内繰入金		243,144	217,137	573,666	640,981	600,152	629,009	643,207	642,808	613,229	610,924	610,440	612,878
うち基準外繰入金													
資本的収支分		438,696	485,750	147,442	157,190	151,282	153,686	150,472	154,901	155,085	153,245	154,042	152,798
うち基準内繰入金		114,983	117,359	119,789	122,276	124,822	127,426	130,092	132,821	134,705	132,865	133,662	132,418
うち基準外繰入金		323,713	368,391	27,653	34,914	26,460	26,260	20,380	22,080	20,380	20,380	20,380	20,380
合計		681,840	702,887	721,108	798,171	751,434	782,695	793,679	797,709	768,314	764,169	764,482	765,676

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

事業計画

【処理場等の建設・更新に関する事項】

- ・メタン発酵施設建設事業(～平成29年度完了目標年度)
- ・処理場改築更新・長寿命化対策事業(～平成32年度完了目標年度)

【最適化に関する事項】

- ・下水道集中監視システム設置工事(平成29年度～平成31年度完了目標年度)
- ・下水道施設統廃合事業(平成32年度～)

上記4計画を長期計画の主要補助事業として計画しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

年々大きくなる元金償還により一般会計からの繰入金が増大しています。これを減らすために、資本費平準化債の発行を計画しています。

○使用料収入の見直しに関する事項

管渠整備もほぼ終了し、水洗化率も横ばいとなってきていることから現在の使用料体系のままでは使用料収入の増収は難しい状況となっています。一般会計繰入金が年々増加している状況を鑑み、平成30年度には使用料の見直しを検討しています。

○企業債に関する事項

事業計画に基づき、補助事業に対する企業債を計上しています。また、資本費平準化については平成28年度起債申請を基準に各年計画しています。

○他会計繰入金に関する事項

地方公営企業繰出基準に基づく分流式下水道等に要する経費については、平成27年度までは利子に係る分のみを基準内繰入金として計上していましたが、繰出基準の運用では、施設に要する資本費のうち収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額となっています。このことから繰出基準について平成28年度より見直しを行い、元金償還に係る分についても算定しました。

○その他

平成29年度よりバイオマスメタン発酵施設が稼働予定であり、現在他団体に処分を委託しているし尿、単独浄化槽汚泥及び事業系食品残渣を処理場で処分します。この処分費に係る費用分を一般会計に維持管理負担金として負担していただくため、負担金分を平成29年度より計上しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

現状からの職員削減は計画していないため、平成29年度は予算を基に職員給与費を計上しました。平成30年度以降は過去5年間の平均から算定しました。また平成32年度からは資本に係る事業が減少し、維持管理がメインとなっていくことからそれまで資本費で2人計上していた職員給与費を1人とし、営業費用の職員給与費を3人とする計画としました。

○動力費に関する事項

平成29年度は予算を基に計上しました。平成30年度以降は過去5年間の伸び率と直近の決算額をもとに各年分を算定しました。

○薬品費に関する事項

平成29年度からは処理場の維持管理委託の中にも含めることとしています。

○修繕費に関する事項

平成29年度は予算を基に計上しました。平成30年度以降もこの数値を基に計上しています。

○委託費に関する事項

平成29年度は予算を基に計上しました。平成29年度は施設維持管理費に薬品費、施設緑地管理等を含めて委託契約の予定のため、平成30年度以降も同様の委託内容としました。また、平成29年度から稼働するバイオマスメタン発酵施設の施設維持管理費を計上しました。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区、処理場の統廃合については、処理場の更新に係る費用と処理場の統合に係る費用とを比較検討し、さらなるコスト削減に向けて計画の策定を行います。
投資の平準化に関する事項	計画的な管渠、処理場等の更新工事を行い、投資が集中することがないような事業計画の策定を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定です。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	繰入金額の減少を目指し、使用料の見直しを定期的に検討します。
資産活用による収入増加の取組について	バイオメタン発酵施設が平成29年度より稼働を予定しており、この施設から発生したガスを販売することによる収入を見込んでいます。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していきます。
職員給与費に関する事項	必要に応じて検討していきます。
動力費に関する事項	下水道処理施設の包括的民間委託を検討し、動力費を含む維持管理費の削減を目指します。
薬品費に関する事項	平成28年度までは単価契約で購入していましたが、平成29年度からは施設維持管理委託の中を含め、薬品費の削減を目指します。
修繕費に関する事項	建設から20年近く経過した下水道処理施設が多く、毎年機器類の修繕が多く発生している状況です。長寿命化計画と合わせて計画的な修繕、更新を行い、修繕費の削減を目指します。
委託費に関する事項	施設の維持管理の包括的民間委託を検討し、経費の削減を目指します。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを行い、取り組みの検証を行います。
---------------------	--

中能登町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 中能登町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度(25年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成31年4月地方公営企業法適用予定)
処理区域内人口密度	15.9	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	3処理区(鹿西東部処理区、鹿西後山処理区、鳥屋西部処理区) ※H25.3.31に沖馬場処理区を特定環境保全公共下水道事業・鹿島中部処理区へ統合 ※H26.3.31に鹿島北部処理区を特定環境保全公共下水道事業・鳥屋北部処理区へ、鹿島西部処理区を特定環境保全公共下水道事業・鹿島中部処理区へ統合		
処 理 場 数	3処理場(鹿西東部浄化センター、鹿西後山浄化センター、鳥屋西部浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年度に策定した「中能登町汚水処理施設基本構想」を踏まえ、整備済み農業集落排水事業のうち、3処理区を特定環境保全公共下水道事業に統合しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料(税込) 10m ³ まで	:	1,404円		
	超過使用料(税込) 10m ³ を超え1m ³ につき	:	129.6円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料(税込) 10m ³ まで	:	1,404円		
	超過使用料(税込) 10m ³ を超え1m ³ につき	:	129.6円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場(税込) 1m ³ につき	:	75.6円		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,625 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,803 円
	平成26年度	2,700 円		平成26年度	2,855 円
	平成27年度	2,700 円		平成27年度	2,892 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課では平成28年度現在9人で水道事業、下水道事業を行っています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に4人、下水道事業特別会計に5人を置いている状況です。
事業運営組織	平成17年3月に鳥屋町、鹿島町、鹿西町が合併し中能登町となった際に上下水道課となりました。合併時の職員数は11人でしたが、職員の削減に取り組み現在に至ります。上下水道課として一体となり、各事業庶務、窓口・料金業務、施設維持管理・工務関係を行っている状況です。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	汚水処理施設維持管理、電気保安管理を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定のため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定のため、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	鹿島中部クリーンセンター(特定環境保全公共下水道処理場)において、下水道汚泥から発生するメタンガスを販売し、このガスを買い取った業者が発電、売電を行う「バイオマスメタン発酵施設」を現在建設中です。平成29年度から試験運転を開始し、秋頃には本格稼働する予定となっています。この事業が稼働することにより、農業集落排水処理事業で発生する浄化槽汚泥もバイオマスメタン発酵施設に投入していく計画です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	汚水処理施設を廃止した施設用地は災害時の避難場所として、施設上屋は防災備蓄倉庫として、地下水槽は災害時の簡易トイレおよび防火水槽として利用するため、防災部局へ無償譲渡することで公共の安全を保持することが可能となり、既存ストックを有効に活用しています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>平成28年度に策定、公表しました平成27年度決算「経営比較分析表」を添付します。この経営比較分析表とは、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを可能としたものです。</p> <p>中能登町農業集落排水事業は平成24年度から平成25年度にかけて3処理区を特定環境保全公共下水道事業へ統合しました。これにより処理場に係る維持管理費の削減となりました。しかし、統合による当事業の使用料収入の減少や、処理場の機械類の修繕が毎年発生しており、経費回収率が類似団体平均値より大きく下回ることとなりました。区域整備はほぼ完了しており、使用料収入の増収は難しい状況となっています。この状況に対応するために、平成30年度には使用料の見直しを検討しています。</p>
--

2. 経営の基本方針

当町の下水道整備率は約98%とほぼ完了しています。また水洗化率も約88%になり、水洗化率の伸びは鈍化してきています。このような状況のなかで未接続世帯へ下水道接続のお願いをしているところですが、少子高齢化、人口減少や節水傾向等により有収水量は横ばいまたは減傾向にあり、厳しい経営状況が続くことが見込まれます。

総務省が公表した「法適化ロードマップ」において、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計の適用拡大の集中取組期間と位置づけ、人口3万人以上の地方公共団体の下水道事業については同期間中に移行することとされており、また人口3万人未満の地方公共団体についても移行を推進することとしています。中能登町下水道事業特別会計についても、平成31年4月から公営企業法の適用に向け準備しており、これにより経費負担の原則が明確に示されるとともに、収入、コスト、資金調達状況等が適切に区分して表示される財務諸表等を通して経営状況を把握し、住民への説明責任を明確にしていきたいと思ひます。

平成27年度から行った最適整備構想策定に基づく事業計画をもとに、施設の改築更新を行い、施設の効率的な運営を図り、維持管理費の削減を図りたいと思ひます。また、汚水処理施設の包括的民間委託を視野に入れ、維持管理費のさらなる削減を目指していきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画
(収支計画)

(単位: 千円, %)

区分	年度	平成26年度 (決算)													
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度			
収益的収入	1 総収入	71,316	144,320	150,889	150,218	153,449	156,272	153,596	152,174	150,887	149,536	129,530			
	(1) 営業収入	18,043	17,596	17,596	21,168	21,126	21,126	21,084	21,084	21,042	21,042	21,001			
収益的支出	2 総費用	53,273	126,724	133,093	129,050	132,323	135,146	132,512	131,090	129,845	128,494	108,529			
	(1) 営業費用	52,889	126,170	132,743	128,700	131,973	134,796	132,162	130,740	129,495	128,144	108,179			
資本的収入	3 収支差引	△ 5	12	124,463	90,243	98,112	105,897	108,306	111,802	114,777	116,647	99,063			
	(1) 地方債	49,000	60,000	98,500	80,500	68,000	72,000	69,000	60,000	35,000	22,000				
資本的支出	2 資本的支出	70,269	6,463	10,497	6,680	6,815	6,954	7,097	7,243	6,792	6,916	7,042			
	(1) 建設費	5,020	1,045	82,050	34,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
収支差引	3 収支差引	(F)-(G)	△ 73,725	△ 83,656	△ 90,243	△ 98,112	△ 105,897	△ 108,306	△ 111,802	△ 114,777	△ 116,647	△ 99,063			

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I)	△ 5	12	△ 15									
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	5		15									
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)		12										
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		12										
実質収支	黒字												
(N)-(O)	赤字												
赤字比率	$\frac{(O)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	40	35	69	69	68	67	66	67	69	78	84	95
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	31,200	18,043	17,596	17,596	21,168	21,126	21,126	21,084	21,084	21,042	21,042	21,001
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
他会計借入金残高	(X)	1,506,294	1,376,592	1,345,531	1,293,478	1,212,705	1,107,427	994,226	878,473	759,078	637,158	513,245	406,790
○他会計繰入金													
区分	年度	(決算)											
収益的収支分		47,514	52,889	126,170	132,743	128,700	131,973	134,796	132,162	130,740	129,495	128,144	108,179
うち基準内繰入金		47,514	45,994	115,892	121,738	123,674	126,905	129,728	127,052	125,630	124,343	122,992	102,986
うち基準外繰入金			6,895	10,278	11,005	5,026	5,068	5,068	5,110	5,110	5,152	5,152	5,193
資本的収支分		70,269	80,521	6,463	10,497	6,680	6,815	6,954	7,097	7,243	6,792	6,916	7,042
うち基準内繰入金		5,669	5,792	5,918	6,047	6,180	6,315	6,454	6,597	6,743	6,292	6,416	6,542
うち基準外繰入金		64,600	74,729	545	4,450	500	500	500	500	500	500	500	500
合計		117,783	133,410	132,633	143,240	135,380	138,788	141,750	139,259	137,983	136,287	135,060	115,221

(単位:千円)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
事業計画
【処理場等の建設・更新に関する事項】
・鳥屋西部地区 機能強化更新工事(～平成30年度完了目標年度)

上記を長期計画の主要補助事業として計画しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
年々大きくなる元金償還により一般会計からの繰入金が増大しています。これを減らすために、資本費平準化債の発行を計画しています。
- 使用料収入の見直しに関する事項
管渠整備もほぼ終了し、水洗化率も横ばいとなってきていることから現在の使用料体系のままでは使用料収入の増収は難しい状況となっています。一般会計繰入金が年々増加している状況を鑑み、平成30年度には使用料の見直しを検討しています。
- 企業債に関する事項
事業計画に基づき、補助事業に対する企業債を計上しています。また、資本費平準化については平成28年度起債申請を基準に各年計画しています。
- 他会計繰入金に関する事項
地方公営企業繰出基準に基づく分流式下水道等に要する経費については、平成27年度までは利子に係る分のみを基準内繰入金として計上していましたが、繰出基準の運用では、施設に要する資本費のうち収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額となっています。このことから繰出基準について平成28年度より見直しを行い、元金償還に係る分についても算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
現状からの職員削減は計画していないため、平成29年度は予算を基に職員給与費を計上しました。平成30年度以降は過去5年間の平均から算定しました。
- 動力費に関する事項
平成29年度は予算を基に計上しました。平成30年度以降は平成30年度以降は過去5年間の伸び率と直近の決算額をもとに各年分を算定しました。
- 修繕費に関する事項
平成29年度は予算を基に計上しました。平成30年度以降もこの数値を基に計上しています。
- 委託費に関する事項
平成29年度は予算を基に計上しました。平成29年度は施設維持管理費に施設緑地管理等を含めて委託契約の予定のため、平成30年度以降も同様の委託内容としました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区、処理場の統廃合については、処理場の更新に係る費用と処理場の統合に係る費用とを比較検討し、さらなるコスト削減に向けて計画の策定を行います。
投資の平準化に関する事項	計画的な管渠、処理場等の更新工事を行い、投資が集中することがないような事業計画の策定を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定のため、PPP・PFIなどについては未検討です。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	繰入金額の減少を目指し、使用料の見直しを定期的に検討します。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していきます。
職員給与費に関する事項	必要に応じて検討していきます。
動力費に関する事項	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していきます。
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	建設から20年近く経過した下水道処理施設が多く、毎年機器類の修繕が多く発生している状況です。機能更新工事と合わせて計画的な修繕、更新を行い、修繕費の削減を目指します。
委託費に関する事項	施設の維持管理の包括的民間委託を検討し、経費の削減を目指します。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを行い、取り組みの検証を行います。
---------------------	--

中能登町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 中能登町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度(19年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成31年4月地方公営企業法適用予定)
処理区域内人口密度	46.2	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	合併浄化槽29基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	新規公共ます設置申請の際には申請場所を確認のうえ、他事業で設置した場合との資本経費を比較しながら合併浄化槽事業を採択していきたいと思ひます。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料(税込) 10m ³ まで	:	1,404円		
	超過使用料(税込) 10m ³ を超え1m ³ につき	:	129.6円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料(税込) 10m ³ まで	:	1,404円		
	超過使用料(税込) 10m ³ を超え1m ³ につき	:	129.6円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場(税込) 1m ³ につき	:	75.6円		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,625 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,821 円
	平成26年度	2,700 円		平成26年度	2,948 円
	平成27年度	2,700 円		平成27年度	2,998 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課では平成28年度現在9人で水道事業、下水道事業を行っています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に4人、下水道事業特別会計に5人を置いている状況です。
事 業 運 営 組 織	平成17年3月に鳥屋町、鹿島町、鹿西町が合併し中能登町となった際に上下水道課となりました。合併時の職員数は11人でしたが、職員の削減に取り組み現在に至ります。上下水道課として一体となり、各事業庶務、窓口・料金業務、施設維持管理・工務関係を行っている状況です。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	合併浄化槽維持管理を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定のため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定のため、PPP・PFIについては未検討です。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	鹿島中部クリーンセンター(特定環境保全公共下水道事業)において、下水道汚泥から発生するメタンガスを販売し、このガスを買い取った業者が発電、充電を行う「バイオマスメタン発酵施設」を現在建設中です。平成29年度から試験運転を開始し、秋頃には本格稼働する予定となっています。この施設稼働することにより、合併処理事業で発生する浄化槽汚泥もバイオマスメタン発酵施設に投入していく計画です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	合併浄化槽設置申請者個人の宅地内に浄化槽を設置しているため、該当しません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>平成28年度に策定、公表しました平成27年度決算「経営比較分析表」を添付します。この経営比較分析表とは、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを可能としたものです。</p> <p>中能登町個別排水処理事業は新規の合併処理浄化槽の設置も数年に一基ほどのため、現状は維持管理が主な事業内容です。設置基数も29基と少なく、料金収入も少ない事業のため、修繕工事の発生が増加が経費回収率の減少の原因となっています。また、事業当初の借入企業債の元金償還が年々増加してきています。</p> <p>有収水量は横ばいとなってきていることから使用料収入の増収は難しい状況となっており、維持管理費を料金収入で賄うことができるようになるために、平成30年度には使用料の見直しを検討しています。</p>

2. 経営の基本方針

少子高齢化、人口減少や節水傾向等により有収水量は横ばいまたは通減傾向にあり、厳しい経営状況が続くことが見込まれます。

総務省が公表した「法適化ロードマップ」において、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計の適用拡大の集中取組期間と位置づけ、人口3万人以上の地方公共団体の下水道事業については同期間に移行することされており、また人口3万人未満の地方公共団体についても移行を推進することとしています。中能登町下水道事業特別会計についても、平成31年4月から公営企業法の適用に向け準備しており、これにより経費負担の原則が明確に示されるとともに、収入、コスト、資金調達状況等が適切に区分して表示される財務諸表等を通して経営状況を把握し、住民への説明責任を明確にしていきたいと思います。

また、汚水処理施設の維持管理委託について、他事業との委託契約の一本化や包括的民間委託を視野に入れ、維持管理費のさらなる削減を目指していきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		(決算)											
収益的収入	1 総収入	1,475	1,989	2,056	2,096	2,088	2,082	2,073	2,066	2,058	2,051	2,042	2,033
	(1) 営業収入	882	846	868	803	981	979	979	978	978	976	976	974
	了料金収入	882	846	868	803	981	979	979	978	978	976	976	974
	イ受託工事収入												
	ウその他												
	(2) 営業外収入	593	1,123	1,188	1,293	1,107	1,103	1,094	1,088	1,080	1,075	1,066	1,059
	了他会計繰入金	593	1,123	1,188	1,293	1,107	1,103	1,094	1,088	1,080	1,075	1,066	1,059
	イその他												
	(3) 費用	1,475	1,969	2,209	1,481	1,455	1,430	1,403	1,377	1,349	1,322	1,293	1,264
	了職業給与費用	1,034	1,551	815	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
収益的支出	2 総費用	1,034	1,551	815	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
	(1) 営業費用	441	418	394	370	344	319	292	266	238	211	182	153
	了職業給与費用	441	418	394	370	344	319	292	266	238	211	182	153
	了退職手当												
	イその他												
	(2) 費用												
	了支払利息												
	了一時借入金利息												
	イその他												
	3 収支差引(A)-(D)-(E)			847	615	633	652	670	729	689	709	749	769
資本的収入	1 資本的収入	1,160	1,183	360	1,117	1,124	1,131	1,139	1,146	1,154	1,162	1,170	1,179
	(1) 地方債												
	了資本費平準化債												
	(2) 他会計補助金	1,160	1,183	360	617	624	631	639	646	654	662	670	679
	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金												
	(6) 工事負担金				500	500	500	500	500	500	500	500	500
	(7) その他												
	2 資本的支出	1,160	1,183	1,207	1,732	1,757	1,783	1,809	1,835	1,863	1,891	1,919	1,948
(1) 建設改良費				500	500	500	500	500	500	500	500	500	
(2) 了職員給与													
(3) 了償還金	1,160	1,183	1,207	1,232	1,257	1,283	1,309	1,335	1,363	1,391	1,419	1,448	
(4) 了長期借入金返還金													
(5) 了繰出金													
3 収支差引(F)-(G)			△ 847	△ 615	△ 633	△ 652	△ 670	△ 709	△ 689	△ 729	△ 749	△ 769	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収支再差引	(E)+(I)												
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)												
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	56	62	85	77	77	77	76	76	76	76	75	75
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	882	846	868	803	981	979	979	978	978	976	976	974
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	21,257	20,074	18,867	17,635	16,378	15,095	13,786	12,451	11,088	9,698	8,279	6,831
○他会計繰入金													
区分	年度	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		593	1,123	1,188	1,293	1,107	1,103	1,094	1,088	1,080	1,075	1,066	1,059
うち基準内繰入金		441	418	1,188	985	977	971	962	955	947	940	931	922
うち基準外繰入金		152	705	308	308	130	132	132	133	133	135	135	137
資本的収支分		1,160	1,183	360	617	624	631	639	646	654	662	670	679
うち基準内繰入金		346	353	360	367	374	381	389	396	404	412	420	429
うち基準外繰入金		814	830		250	250	250	250	250	250	250	250	250
合計		1,753	2,306	1,548	1,910	1,731	1,734	1,733	1,734	1,734	1,737	1,736	1,738

(単位:千円)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○合併処理浄化槽は、申請により設置工事を行っているため、投資は計上していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

○使用料収入の見直しに関する事項

有収水量は横ばいとなってきたことから使用料収入の増収は難しい状況となっています。維持管理費を料金収入で賄うことができるよう、平成30年度には使用料の見直しを検討しています。

○繰入金に関する事項

地方公営企業繰出基準に基づく分流式下水道等に要する経費については、平成27年度までは利子に係る分のみを基準内繰入金として計上していましたが、繰出基準の運用では、施設に要する資本費のうち収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額となっています。このことから繰出基準について平成28年度より見直しを行い、元金償還に係る分についても算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○動力費に関する事項

平成29年度は予算を基に計上しました。平成30年度以降もこの数値を基に計上しています。

○修繕費に関する事項

平成29年度は予算を基に計上しました。平成30年度以降もこの数値を基に計上しています。

○委託費に関する事項

平成29年度は予算を基に計上しました。平成30年度以降もこの数値を基に計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	新規公共ます設置申請の際には申請場所を確認のうえ、他事業で設置した場合との資本経費を比較しながら合併浄化槽事業を行います。
投資の平準化に関する事項	町設置型合併浄化槽の更新工事を計画的に行い、投資が集中することがないような事業計画の策定を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していく予定のため、PPP・PFIなどについては未検討です。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	繰入金額の減少を目指し、使用料の見直しを定期的に検討します。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していきます。
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	現在の民間委託を継続しながら、下水道処理施設の包括的民間委託等につき検討していきます。
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	事業開始から20年近く経過した合併浄化槽もあり、近年修繕が必要になるものが出てきたことから計画的な修繕、更新を行い、修繕費の削減を目指します。
委託費に関する事項	汚水処理施設の維持管理委託について、他事業との委託契約の一本化や包括的民間委託を視野に入れ、維持管理費のさらなる削減を目指していきます。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを行い、取り組みの検証を行います。
---------------------	--